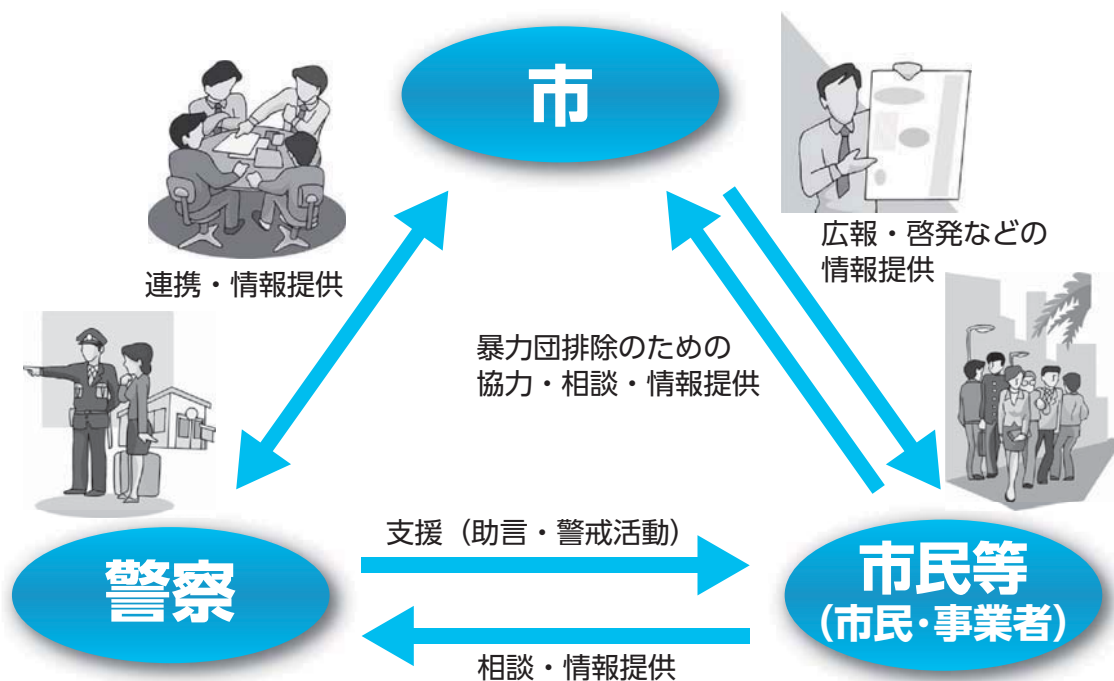


4月1日
施行

笠間市暴力団排除条例を制定

条例の基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない



この条例は、暴力団が市民等の生活および事業活動に不当な影響を与えることのないよう、本市からの暴力団の排除に関して基本理念を定め、市と市民等の責務を明らかにすることなどにより、安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展を目指しています。

暴力団排除条例の 主な内容

市の責務 (第4条)

市民等、関係機関および関係団体と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

市民等の責務 (第5条)

市民等は、基本理念にのっとり、不当な要求に応じないよう努めるとともに、暴力団の排除に関する情報を、市および警察署に提供するように努めるものとします。

市民等に対する支援等 (第8条)

市は、市民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るために、情報の提供、助言、指導その他必要な支援をします。

青少年に対する教育 (第11条)

中学校において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入したり、暴力団員による犯罪の被害を受けたりしないようにするための教育が行われるようにします。

威力利用、利益供与の禁止 (第12・13条)

債権の回収や紛争の解決等に関して、暴力団の威力を利用してはいけません。また、暴力団に利益の供与をしてはいけません。

■問い合わせ 市民活動課
(内線 134)

